

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用)

年 月 日

補助事業者の名称
及び代表者の氏名 宛て

申請者 住所
名称 自然人にあつては氏名
及び代表者の氏名 印

平成28年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) 第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱 (中小企業等外国出願支援事業) (平成28年4月1日付け20160317特第6号) 及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領 (中小企業等外国出願支援事業) (平成28年4月1日付け20160317特第7号) の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	業種
円	人	

3. 間接補助金交付申請額

665,000円

助成対象金額計の1/2(1,000円未満は切り捨て)の額を記載

(内訳)

(単位:円)

国名/合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計/合計
中国	100,000	150,000	162,000	216,000	628,000
米国	100,000	180,000	216,000	270,000	766,000
外国出願経費合計	200,000	330,000	378,000	486,000	1,394,000
助成対象経費	200,000	330,000	350,000	450,000	1,330,000
間接補助金申請額					665,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

各国欄、外国出願経費合計欄は、消費税込みで記載し、助成対象経費、間接補助金申請額は、消費税抜きで記載してください。

4. 申請案件種別（いずれかに○）

（外国出願）

<input type="checkbox"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

（参考：国内出願）

<input type="checkbox"/>	① 特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

5. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

<input type="checkbox"/>	① パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
<input type="checkbox"/>	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
<input type="checkbox"/>	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○-○○○	出願日	2015. ○. ○
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JP2015/○○○	出願日	2016. ○. ○
ハーグ協定に基づく 国際登録番号	—	国際登録日	—
出願人	株式会社○○		
登録番号	—	登録日	—
権利者	—		
発明・商標等の名称	○○○		
発明・商標等の内容	○○○（特許等出願の内容を簡潔に記載）		

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「6.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	○
---	--	---	---

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	○○○
発明・商標等の内容	○○○
出願人	株式会社○○○
発明者等	○○ ○○、□□ □□
出願（予定）国	中国、米国
出願スケジュール	2016年○月 中国へ出願を予定 2016年○月 米国へ出願を予定
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	○○のため、国内出願の内容のうち、○○の補正を行い、外国特許庁へ出願する。

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「5.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

<p>（ ・ 出願国で権利を取得することとした動機や目的を記載してください。 ・ 原則として出願国ごとに動機・目的を記載してください。 （記載欄を増やしても問題ありません） ）</p>
--

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

- ・出願国ごとに現在の事業展開状況や今後の事業展開計画を、出願国を選んだ理由と合わせて記載してください。
 - ・できるだけ具体的に記載してください（進出年次なども含めて）。
 - ・現時点での実績などもあれば、記載してください。
（記載欄を増やしても問題ありません）
- ※こちらは、選定基準項目（事業展開可能性）の判断材料となります。

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ・製品の用途・使用方法等を分かりやすく記載してください。
- ・製品のパンフレット等がある場合は、別途添付いただいてもかまいません。
（記載欄を増やしても問題ありません）

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

- ・調査結果、調査の種類、調査対象範囲（調査条件等）、調査実施者等を記載してください。
 - ・先行技術調査等の結果については、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能です。
 - ・先行技術・文献がある場合、新規性、進歩性の観点から相違点を記載してください。
 - ・先行技術調査において、関連性の高い文献があり、新規性、進歩性がないと判断される案件の場合、補正等の検討や代理人等の見解など、記載いただいてもかまいません。
（記載欄を増やしても問題ありません）
- ※こちらは、選定基準項目（権利取得可能性）の判断材料となります。

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・国内及び国外の権利の種類、名称、出願先（国名）、登録（出願）番号をしてください。
- ・権利取得済みのもののほか、出願段階のものも記載してください。
（記載欄を増やしても問題ありません）

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

- ・選任弁理士が所属する事務所名、住所、連絡先、選任弁理士名を記載してください。
 - ・別紙の協力承諾書の添付が必要です。
 - ・なお、選任弁理士に依頼しない場合は、その旨に加え、選任弁理士に依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できる旨の記載と、その理由等を記載してください（海外の弁理士に直接依頼した実績があり、必要となるエビデンスの提出に支障がない等）。
- （選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	<input type="radio"/>	不可	<input type="radio"/>
不可を選択した場合にはその理由			
—			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
---	-----------------------	---	-----------------------

17. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
---	-----------------------	---	-----------------------

（有の場合のその内容）

補助事業者名 （自治体等）	
助成制度の内容	

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
電話番号	xxx-xxx-xxxx	メールアドレス	xxxxxxxxxx@xxxxxx